

# 第九期東京都障害者施策推進協議会 第3回総会

令和3年3月29日（月曜日）

東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課

第九期東京都障害者施策推進協議会第3回総会  
会 議 次 第

令和2年3月29日（月曜日）

1 開 会

2 議 事

(1) 提言案について

3 閉 会

【配布資料】

- 資料 1 東京都障害者施策推進協議会委員名簿
- 資料 2 東京都障害者施策推進協議会専門委員名簿
- 資料 3 東京都障害者施策推進協議会幹事名簿
- 資料 4 東京都障害者計画・第6期東京都障害福祉計画・第2期東京都障害児福祉計画  
の策定に向けて（提言）（概要）
- 資料 5 東京都障害者計画・第6期東京都障害福祉計画・第2期東京都障害児福祉計画  
の策定に向けて（提言）（案）
- 資料 6 第6回専門部会（拡大専門部会）後の主な修正箇所等一覧
- 
- 参考資料 1 第八期東京都障害者施策推進協議会提言（概要・本文）
- 参考資料 2 東京都障害者・障害児施策推進計画（概要・あらまし・本文）
- 参考資料 3 2020年版 東京の福祉保健
- 参考資料 4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針（概要）
- 参考資料 5 第4次障害者基本計画概要（内閣府資料）
- 参考資料 6 これまでの事務局作成資料（抜粋）

(午後5時00分 開会)

○高橋（紘）会長 それでは、定刻になりましたので、東京都障害者施策推進会議の第3回総会を開会します。

時節柄、ウェブで御参加の委員の皆様もたくさんいらっしゃいますが、どちらからでも御発言がいただけるような運営を心がけたいと思います。今日は、専門部会の大塚部会長から、これまでの専門部会における審議状況及び専門部会において取りまとめをいただいた提言の案の最終的な内容について御報告をいただきます。その上で、本協議会の提言として、御承認をいただきたいという、そういう手順で、この総会を運営させていただければと思います。

それでは、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から委員の出席状況、そのほか資料等についての御説明をよろしくお願ひいたします。

○梶野課長 計画課長の梶野でございます。委員の皆様には、年度末のお忙しい中、本日の協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭、会長からお話ございましたように、本日も前回と同様、会場での御参加、それからオンラインでの御参加の併用方式ということで開催させていただいております。

まず、委員の出欠状況でございますが、新たに御就任いただきました委員の御紹介でございます。

石川委員の御後任としまして、千代田区長、樋口委員に新たに御就任いただいておりますが、本日は御欠席の御連絡をいただいております。そのほか、協議会委員につきましては、石森委員、高橋儀平副会長、長谷委員、西田委員から御欠席の御連絡をいただいております。なお、小川副部会長からは少し遅れるとの御連絡がございました。

したがいまして、本日は定員20名のところ、現時点で14名の方の御出席を得ておりますので、協議会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、専門委員につきましては、岩本委員、榊原委員、白石委員から御欠席の御連絡がございました。

次に、本協議会の幹事につきましては、お手元資料3の名簿のとおりでございますが、本日も議事に関係する職員に限定して出席しております。時間の関係で、個別の紹介は割愛させていただきます。

また、本日は、協議会の御提言について御審議いただくに当たりまして、福祉保健局長が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、配付資料の確認でございますが、本日お手元にお配りしておりますのは、会議次第、以下、資料1から3が本協議会の委員、専門委員、幹事の名簿となっております。そして、資料4、今回いただきます提言案の概要を1枚にまとめたものでございます。そして資料5が、提言（案）本文で、前回、第6回の拡大専門部会での御審議や、その後に追加的にいただきました御意見を踏まえて修正を加えたものでございます。今回修正を加えた箇所には、黒の星印と下線を引いておりまして、これまでの各回の部会において修正をしました箇所には黒丸の数字で、その専門部会の回数、それから波線で表示をしてございます。さらに、資料6としまして、前回専門

部会での御意見を踏まえた主な修正箇所を一覧にしております。なお、以降、参考資料1から6につきましては、前回までの専門部会と同様でございますので、個別の御紹介は省略させていただきます。

続いて、会議の公開についてでございますが、本協議会は審議、資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただいております。今回も新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から傍聴は御遠慮いただいておりますが、後日、東京都のホームページに会議資料及び議事録を掲載いたしますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

最後に、本日オンラインで御参加の委員の皆様へのお願いでございます。本日、イヤフォンあるいはヘッドフォンを御用意いただいている方は、着用をお願いいたします。また、御自身の御発言のとき以外は、マイクはオフの状態としていただけるようお願いいたします。マイクをオンの状態のままにいたしますと、御自身の周りの音が、こちらの会場にそのまま聞こえてしまう可能性がございますので、御留意ください。また、これまでと同様、事前に事務局から各委員のお名前を記載しました挙手カードをお送りしておりますので、御発言の際は、この挙手カードを画面に映していただきますようお願いいたします。

なお、会議中に音声が聞こえないなど、何らかの不具合が発生しました場合には、事前に事務局から御案内しておりますメールアドレス宛にメールにて御連絡いただきますようお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、この提言案の取りまとめの労をお取りいただきました大塚部会長から、専門部会におけるこれまでの審議経過と提言案の概略について御報告をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○大塚部会長 部会長の私です。よろしくお願い致します。

お手元の提言案について、取りまとめに至るまでの経過と、その内容を御報告いたします。少々長いですが、報告させていただきます。

皆様のお手元の資料5を見ていただきたいと思っております。36ページに審議経過を取りまとめております。第九期東京都障害者施策推進協議会は、昨年2月に発足し、8月から専門部会において6回にわたり審議を行ってまいりました。各回において、委員の皆様から書面での提出を含め、東京都の障害者施策の幅広い分野にわたり数多くの貴重な御意見をいただき、それを反映しながら検討を進めてまいりました。こうした議論の積み重ねや、次の3年間の都の計画策定に向けての提言であるという観点から、私のほうで内容を整理し、最終的な修正等を加えたもので、本日の提言案となっております。

それでは、提言案の概要であります資料4を見ていただきたいと思っております。

まず、提言の位置づけですが、障害者・障害児の地域における自立生活のさらなる推進に向けた東京都の障害者・障害児施策の在り方についてを審議事項として、新たな東京都障害者計画と第6期東京都障害福祉計画・第2期東京都障害児福祉計画、その基本的方向性と具体的な施策展開

に当たって、留意すべき事項についてまとめております。それぞれが各法律に基づく計画でありまして、いずれの計画も、都が策定する際には本協議会の意見を聞かなければならないこととされています。

それでは、資料4と併せて、資料5、提言案を御覧いただきたいと思います。

提言案の1ページから2ページにかけての「はじめに」では、障害者施策の理念に関わる大きな動きについて、計画策定の背景となる条約や法令、また新型コロナウイルス感染症の影響等の社会状況について記載しています。

3ページの障害者施策の基本理念では、これまでの基本理念を維持し、全ての都民が共に暮らす共生社会の実現、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現、障害者がいきいきと働ける社会の実現、この三つを基本理念といたしました。拡大専門部会において、基本理念の説明文についての御意見がありましたので、趣旨を踏まえて修正させていただきました。

また、下の施策目標についても、これまでの計画との継続性を考慮し、五つの施策目標を維持しています。

次に、4ページからは、目標達成のための施策と取組として、五つの施策目標に沿った取組について言及しています。

まず施策目標1、共生社会実現に向けた取組の推進では、障害者差別解消法の施行を契機とした障害者への差別の解消に向けた取組の推進を記載しています。障害者への差別の解消を一層進めるために、都では条例を制定し、民間事業者における合理的配慮の提供を義務化するとともに、障害者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する相談・紛争の解決の仕組みの整備、広域支援相談員の配置などを行っていることについて触れています。委員の皆様からの御意見を踏まえ、性別や年齢等による障害者への複合的困難への適切な配慮がなされることなど、基本理念としていることを盛り込みました。

次に、5ページでは、全ての都民が様々な心身の特性や考え方について相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」の推進が重要であることに言及しています。具体的な取組として、都民が自らの身近な問題として考え、行動に移すことが重要であるとの御意見もありました。

(3)の情報バリアフリーの充実では、情報バリアフリーは、社会参加だけではなく暮らしと命に関わる重要な課題であるとの御意見を踏まえ、記載を修正いたしました。また、デジタル技術の活用など様々なツールが開発されている中で、視覚障害者や高齢の障害者をはじめ、当事者などが円滑に情報を入手し、意思疎通ができるよう配慮する必要があるとの御意見を踏まえ、記載を修正いたしました。

続く6ページ、2番、スポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加の推進では、特別支援学校在籍中から生涯学習への関心を高め、将来を見据えた教育活動が重要であるとの御意見がありましたので、7ページ(3)の表題に生涯学習を明記するとともに、本文にも教育を加えました。

8ページを御覧ください。

3、ユニバーサルデザインの視点に立った福祉のまちづくりでは、全ての人が安全で安心して、

かつ快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの取組について言及しています。視覚障害者のホーム転落事故の発生を踏まえ、ホームドア設置が喫緊の課題であるとの御意見を踏まえ、内容を修正いたしました。

続きまして、9ページから始まる施策目標□、地域における自立生活を支える仕組みづくりでは、まず1、地域におけるサービス提供体制の整備の中で、11ページの地域生活支援拠点などについて、区市町村の整備を促進するとともに、機能の充実に向けた取組が重要であるとの御意見が複数ありました。

その下の2、地域生活を支える相談支援体制の整備では、引き続き相談支援体制の整備を進め、地域での継続的な生活を支援する必要性などに言及しています。特に、地域の相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターについては、設置状況を把握し、好事例の紹介等の具体的な取組により、未設置の市区町村に設置を促していく必要があることを挙げています。

14ページからは、入所施設・精神科病院から地域生活への移行促進と地域生活の継続の支援について記載しております。福祉施設入所者の地域生活への移行には、重度障害者を受け入れるグループホームの整備、また、施設入所者に意思決定支援を行うことにより、本人の意向に基づき地域移行ができるようにする必要があることなどを記載いたしました。委員からは、ピアサポーターの活用も有効であるとの御意見がありました。

16ページからの、精神科病院からの地域生活への移行では、地域移行の取組について、区市町村等への支援やピアサポーターの活用が必要であることに言及しています。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進についても、委員から御意見をいただきました。

17ページの下からは、4、障害者の住まいの確保です。既存の都営住宅など、公共住宅の有効活用やセーフティーネット住宅の登録促進、居住支援の充実などについて言及しております。

18ページの、障害特性に応じたきめ細かな対応では、まず、(1)重症心身障害児(者)については、日中活動の場である通所施設について、定員を上回る利用状況を踏まえ、重点的整備を行うことや、安定した在宅生活が継続できるよう、短期入所の基盤整備促進や介護する家族の負担軽減等のソフト施策の推進、また、家族の高齢化等により在宅での生活が次第に困難になるケースの増加を見込み、施設入所のニーズにも十分配慮しながら地域生活基盤の整備を促進する必要性を記載しております。

19ページです。(2)精神障害者については、国の基本指針も踏まえ、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策の推進について新たに盛り込んでいます。また、こころの不安や悩み、依存症やひきこもり、不登校等の思春期・青年期の問題などについて、地域で暮らす精神障害者、またその生活を支える家族等からの相談に応じる必要があることを加えています。

(3)発達障害児(者)については、早期発見・早期支援のため、本人や家族への支援が重要であることから、同じ課題や悩みを抱える当事者等による支援体制の充実に必要性について記載いたしました。また、診断待機の解消のため、専門的な医療機関を中心としたネットワークの構築により、早期に診断する体制を確保する必要があることに言及しております。

20ページの(5)強度行動障害を有する障害者については、国の基本指針も踏まえ、新たに盛り込みました。委員からは、強度行動障害を有する障害者については、事業所での受入れが消極的になるなど、適切なサービスが受けられないケースがある。また、障害特性の理解に基づき、適切な支援を行う必要があるといった御意見をいただいております。

21ページからは、安全・安心の確保です。災害時等における支援とともに、地域における安心・安全の確保として、警察、消防、消費者保護などについて提言しております。

(1)では、災害時のみならず、新興・再興感染症の蔓延等の非常時においても、障害者が可能な限り安定した日常生活を送ることができるよう取り組む必要があることを記載しています。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、障害者や、その御家族、支援者等にも多大な影響を与えており、複数の委員から、日々の生活や障害福祉サービスの提供における影響について、具体的な発言がありました。こうしたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても、地域で暮らす障害者や入所施設等で暮らす障害者、誰もが安心して生活できる支援の必要性について言及しております。

また、(1)の表題についても、前期提言では「災害時における障害者の支援」となっていたものを、「災害時等における支援の継続」に変更しております。

続きまして、22ページ以降は、□、社会で生きる力を高める支援の充実として、障害児支援の充実、特別支援教育の推進、職業教育などについて述べております。

1、障害児への支援の充実では、国の基本指針や委員からの意見を踏まえ、放課後等デイサービスの質の向上、聴覚障害児を含む難聴児への支援の充実、障害児入所施設に入所している過齢児への支援などの必要性について記載いたしました。

26ページからは、教育について述べています。委員からは、インクルーシブ教育の重要性について言及がありました。国の考え方も踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があることを記載しております。

28ページからは、いきいきと働ける社会の実現として、就労支援について述べています。

(2)第6期障害福祉計画の成果目標の考え方では、成果目標について、国の基本指針に即しつつ、これまで都の就労支援策の中心となってきた区市町村障害者就労支援事業を都独自の目標として掲げることとしております。委員からの御意見を踏まえ、今後、引き続き就労支援を取り巻く環境の変化や動向を注視し、将来的には目標設定の在り方について検討する必要があることを提言しております。

29ページの(3)目標達成のための方策では、都内に6か所ある障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関が連携し、支援の充実を図る必要があることなどに触れております。

30ページの2、福祉施設における就労支援の充実・強化については、就労継続支援B型事業所の工賃の状況を踏まえ、さらなる工賃向上についての取組の必要性について記載したほか、工賃向上だけではなく、障害者がやりがいを持って働くことができる環境の整備が重要であることを盛り込みました。

31ページの下からは、サービスを担う人財の養成・確保について述べています。委員から、

サービスを担う人材の確保が喫緊の課題であること、普及啓発や処遇改善等への支援が必要であること、グループホームへの具体的な支援が必要であることなどの御意見がありました。また、職場環境改善や業務の効率化による人材の定着、利用者支援の質の向上のためのデジタル技術の活用などについても記載いたしました。

33ページの「おわりに」では、委員からの御ご意見を踏まえ、東京2020大会を契機とした取組の成果を最大限に生かすことを記載いたしました。提言に盛り込めなかった意見も踏まえて、今回議論された内容は、計画期間中も引き続き本協議会において評価・審議していくことが必要であることを重ねて述べております。

以上、提言案は本文のとおり、専門部会から総会へと報告いたします。

本日の総会へ、この提言案を報告させていただくまでの間、委員の皆様方には、お忙しい中、毎回熱心に御審議をいただくとともに、資料の提出など、積極的に御発言いただき、御協力をいただいたことに心から感謝しております。この場をおかりして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

私からは、以上でございます。どうもありがとうございました。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

今、御報告をいただいたとおりでございますが、ちょっと読み方を教えていただきたいことがあります。というのは、修正箇所一覧が後についているんですが、本文の中で、アンダーラインがついて星が入っている文言と、アンダーラインだけの部分と、それから数字が、ちょっと入れ替わっていたり、例えば28ページ3のところから白抜きの4とか、そういうのがあったり、そこから辺の読み方、後で、お持ち帰りいただいて読むときに、これは何じゃいという話になりますので、審議に入る前に、よろしく願いいたします。

○梶野課長 補足させていただきます。

黒丸の数字については、専門部会の回数を記載してございますので、その回の部会に当たって修正をした箇所について、黒丸数字と波線で表示をしているところでございます。

なお、併せまして、目次の裏面に囲みで本文中における表示の趣旨を書いておりますので、併せて御確認いただければと存じます。

○高橋（紘）会長 はい、分かりました。ありがとうございます。

ということは、逆に言いますと、それだけ委員の皆様のお意見を最後まで事務局と部会長、副部会長の間で調整していただきながら今日のものができたという、そういうことの証拠みたいなものだというのは変な言い方でございますが、そういうことで読みほぐしていただけたら大変ありがたいと思います。

それでは、本当に、部会長をはじめ、専門部会の委員の皆様は、このコロナの中で、本当に新宿へ来るのも大変な状況でございますが、8月から6か月、月一のペースで提言案を取りまとめでいただきました。本当にありがとうございました。

前回、第6回の専門部会では、拡大専門部会として専門部会委員以外の協議会の委員の皆様にも参加をいただいて、御意見を頂戴し、それも集約されているというふうに思っております。その

後、今、課長からも説明がございましたとおりで、皆さんからいただいた意見を踏まえた修正をいただいて、今日の提言案までこぎ着けたということでございます。もちろん、審議が十分尽くせなかった課題とか、3年間という計画期間では、なかなか方向性が出せなかった、そういう課題、御意見等もいただいたようでございますが、これらについても、引き続き評価、審議していくという、そういうことで会長として受け止めさせていただきました。

これが東京都の計画でございますから、それが市区町村の計画と連動して、東京都の所管部と市区町村の計画とが相まってという、そういう形で皆様の地域における計画、広い意味の障害者施策ということで、総合支援法だけではなくて、基本法に基づく多様なテーマまで含めて、この計画に反映されておりますから、そういうことを含めて地域で具体化が進むということを願っている次第でございます。

これで一通りの審議が終わりました。そして、皆様に案を取るということで了解をいただきたいのですが、今までの感想や今後に向けての委員の御意見等については、議事を終了してから時間の許す限り御発言をいただくということにさせていただきたいと思っております。事務的にも最後まで頑張ってくださいましたので、そういうことで御了解をいただいて、この提言案を本協議会の提言として決定することについて、御承認をいただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○中西委員 中西、賛成です。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、挙手、あるいはウェブで参加の方は、お名前を出していただきたい。よろしゅうございましょうか。

出していただきましたので、それでは、異議なしということで、案を取って提言とさせていただきますと思います。

最終的な取りまとめということで、案が取れましたので、知事に報告するという形になりますが、今日は吉村局長がお見えでございますので、局長から委員の皆様一言挨拶をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○吉村局長 福祉保健局長の吉村でございます。

本日は、コロナ禍の大変な中、また年度末の大変お忙しい中、御参加、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、本協議会の提言、東京都障害者計画・第6期東京都障害福祉計画・第2期東京都障害児福祉計画の策定に向けてとの御報告をいただきました。

本協議会は昨年2月に発足し、特に昨年の8月からは専門部会を設置していただいて、大塚部会長をはじめ、部会の委員の皆様には、厳しい日程の中、ウェブ会議も活用しながら、大変精力的に御審議をいただきました。また、最後は協議会委員の皆様にも加わっていただき、幅広い分野にわたり大変貴重な御意見を賜りました。心から感謝申し上げます。

さて、皆様に御協力いただいております新型コロナウイルス感染症対策につきましては、去る3月21日に緊急事態宣言が、一旦解除されたところでございますけど、本日も大変新規感染者数

が多いということで、リバウンド対策の徹底や感染の再拡大への備えなど、今も大変厳しい戦いが続いております。東京都では、こうした危機を乗り越え、明るい未来の東京を切り開くため、新たな都政の羅針盤として、未来の東京戦略の策定を進めているところでございます。障害者や、その御家族、事業者、支援者などの皆様の安全・安心を守り、誰もが生き生きと活躍できるダイバーシティの実現等を目指し、東京の総力を挙げて様々な政策を展開していく考えでございます。

これから、いよいよ新たな東京都障害者計画・第6期東京都障害福祉計画・第2期東京都障害児福祉計画の策定作業に取りかからせていただくこととなります。新たな計画は、都が目指しますダイバーシティの実現に向けまして、具体的な施策の展開を図る上での極めて重要な意味を持つところでございます。本日頂戴いたしました提言では、計画策定に向けまして、共生社会実現に向けた取組や、障害者の生活を支える仕組みづくり、障害者が能力や適性に応じて働き続けるための施策などについて、様々な御示唆をいただきました。私ども東京都といたしましては、これらの提言をしっかりと受け止めさせていただいて、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けまして、新たな計画の策定と、これに基づきます障害者施策の一層の推進に取り組んでまいります。

委員の皆様におかれましては、引き続き、東京都の障害者施策の実施につきまして、御指導賜りますようお願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

昨年の6月に第2回の総会を開催して審議事項を決め、東京都障害者計画・第6期東京都障害福祉計画及び第2期東京都障害児福祉計画の基本的方向を、今、局長がおっしゃったように、これから、ある意味では具体的な計画策定に事務方として当たっていただくということですが、その基本線を、ここで合意形成して、その上で計画をつくっていただくこととなりますが、以上をもって審議は一区切りということでございます。

吉村局長は公務の御都合があると伺っております。これにて退席されますので、今日はどうもありがとうございました。

○吉村局長 どうもありがとうございました。引き続き、よろしく願い申し上げます。

○高橋（紘）会長 それでは、予定した時間、まだございますので、委員の皆様から、これまでの審議に当たっていただいて、いろいろ感想をお持ちかと思っております。また、今後への御意見、御提案等もあろうかと思っておりますので、残りの時間、御自由に御発言をいただきたいというふうに思っております。

御発言の際は、会場にいらっしゃる委員の皆様は挙手、それからオンラインで参加されている委員の皆様は、名前を記入した挙手カードを挙げて、よろしく願いをいたします。

どういう方面からでも結構でございます。感想も含めまして、委員の皆様から御発言いただけないでしょうか。

どうぞ、菊地委員から。

○菊地委員 東京都精神障害者団体連合会の事務局長をやっております、菊地と申します。

私のほうからの発言というのは、今までの発言と感想ということも含めて、それなりに一貫しておりまして、また同じようなことを言ってやがるみたいなことになっちゃうんですが、今回、一区切りを得たということで、私もやってきたかがあるなという気持ちはあります。ただ、私がいつも申し上げておりますように、結局、差別とか偏見の根底にある資本主義の価値観の閉塞ですね、これがある以上、なかなか完全にすぐに差別・偏見が解消されていくということにはならないですね。そのことを踏まえて、私がいつも申し上げております優生思想ということに関する記述というのが今回なかったわけですけども、そういう働かざる者食うべからずという優生思想というのが根底にあって、障害者の作業効率というのが悪いということで、それが基で偏見・差別につながるという根底のところを踏まえることが、やっぱり重要ではないかなと思いますし、今回、新たにもう一つ申し上げておかなきゃならないことがありまして、これ、提言案の中に書き入れられてはいなかったんですけども、障害者差別と同様に、作業効率がよくないということで、もう一つ日本に根強くあるのが、高齢者の差別というか、蔑視の思想、姥捨て山というのが、そういうのがあちこちに伝説として残っているのは御存じだと思いますけれども、そういう高齢者を蔑視するという思想とも戦わなければならないというのを、今回、改めて申し述べておきたいと思います。

定年退職というのも、これも一種の高齢化に対する蔑視ということにつながりかねないことで、今、だんだん退職の年齢も引き上げられてはきていますけれども、まだまだここ、見ていかなければならないと。それも、結局、障害者の差別と根底は同じことなので、高齢者差別というか蔑視という思想とも戦っていかなければならないということを申し述べておきたいと思います。

以上です。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。大変大事な御提案をいただいたと。

いかがでしょうか。

眞壁委員からお手が挙がっております。

○眞壁委員 この場で話していいのかどうかよく分からないんですけども、最近、ひきこもりの講演会を聞きまして、かなり、ひきこもりの方が増えているという話、それも高齢化しているということも聞いております。我が家の近くにも、もうずっと引き籠もっている方がいらっしゃるんですけども、そういう方たちに対する支援というのが、なかなか見えてこないということを感じていまして、一体どこで、そういう人たちへの支援の話合いをしているのかなということを感じました。できたら、この障害者の施策のところ、生きづらさを抱えている人たちなわけですから、一緒に話し合えるといいのかなというふうに最近思っております。

以上です。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

ちょっと私から注釈を加えておきます。

令和3年から、社会福祉法という社会福祉の根幹にわたる法律の相当大きな改正があって、包括的総合支援体制という、要するに分野を横串に刺して地域に相談・支援をする、そういう仕組みを作ろうという、そういうものが法律の中に書き込まれて、その中で大変大事なのは、実はこれ、

厚生労働大臣が知らなかったというので僕は驚いたんですが、孤独の状態にある者の支援ということが日本の法律の中で初めて書き込まれた。イギリスでは孤独担当大臣というのができて話題になりまして、日本でも、今の首相がその担当大臣を作ったんですが、実は、その法律的な裏づけになる考え方がそこでできて、今までの、これは障害者なのか、高齢者なのかという、そういうことではなくて、そういう問題を、生きづらさを抱えたとして、まさに、これを、今回の法律は地域生活課題という、そういう言葉で扱われて、実は、今回の改正は大変画期的な改正です。残念ながら、まだ市区町村、東京都でどうですか、勉強会なんてやってないんじゃないかなと思うんですが、障害福祉と社会福祉の関係が、定義が広がりました。地域包括ケアの考え方が入って、保健・医療・福祉・住まい、そういうものとも関係してということになりましたので、そこら辺は、これから気になさっていただいて、皆さんの地域の自治体、市区町村の方々に、ぜひ、法律はこうなっていますよという課題提起をしていっていただくと。ちょっとしゃべり過ぎで恐縮でございますが、申し上げておいたほうがよろしいかと思っておりますので、一言加えさせていただきます。

ありがとうございます。

先ほどの菊地委員の発言も、まさに高齢と障害の問題は、重なり合っているということでございますから、私も、ある区の障害の関係の委員会で、最近の議論でいうと、高齢障害者の問題、これは最近人生100年時代という、そういうイギリスの本が出ましたけれども、日本人も、これから100歳まで生きるだろうというのが5割を超えるという推計が出ているんですが、そういう中で、障害をお持ちの方も同じ状況になるわけで、これから発想の転換も含めて、障害者施策推進部という、推進の仕方、アプローチを今まで以上に考える必要があるなという、やや蛇足でございますが、申し上げさせていただきます。

中西さん、どうぞ御発言ください。

○中西委員 ありがとうございます。

今回の協議の中で、強度行動障害とか医療的ケア児の問題とか、それから東京オリンピックを迎えての地下鉄のホームのバリアフリー化というような問題、全部取り上げていただいて、この中で、今後、拠点事業という、東京都は基幹相談支援センター以外に拠点相談支援センターというのを5か所やって、八王子市も、それを受けてやってくださっているもので、非常にきめ細かな相談作業ができるようになってきました。これを、できれば全国に広めていくモデル事業としてということで、厚労省のほうにも提起しているんですけども、なかなか、それだけの体制を地域に作る、人材の確保というのが、やはり難しいのが現状です。ですから、こういう精神、知的、身体、重度、それから医療的ケア児、その辺りまで全て含んだような地域の相談支援体制を組めるような当事者団体、親の会、精神の皆さんの会というものを、もう少し人数をそろえて、どんな相談にも乗れるような形で今後やっていきたいなど。東京都が当事者支援を中心に考えてくださっているので、モデルとして国に提示して、拠点事業が全国で展開されるようになる日を楽しみにしているということで、今回の会議、非常に成果があったと思います。

ありがとうございました。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、どうぞ御発言ください。

○鈴木委員 皆様こんにちは。委員の鈴木です。1年間、本当にどうもお疲れさまでした。

この提言の内容に関してということではない発言になるのですが、この東京都の施策推進協議会そのものの議事をする時期の話ですね。今日の会議でようやく、この提言が承認をされたという形になるんですけども、実は、各市区町村の障害福祉計画は、これよりもかなり前の段階でまとめなければいけないことになっていきますので、実際には、東京都の提言を各市区町村レベルの障害福祉計画の協議会でじっくり見ながら議論するというふうなことは時期的にはできないわけですよ。これが非常にもったいないことだなというふうに、私、前期のときにも思っていて、この東京都の施策推進協議会で実際に何を話しているかということに関しては、特に各市区町村の障害福祉計画をつくるところに携わっている方たちは非常に関心が高いですよ。私も、府中市の計画の協議会にも参加をしているんですが、事務局の府中市の方からだけではなくて、それぞれの委員の方からも、東京都は、今どんなところを話しているんですかということ非常によく聞かれるんです。今日の提言の内容を見ると、やはり、各市区町村が同じことに関してどういうふうに議論をしていけばいいのかということに関するたくさん提案というか、アイデアが含まれているものなので、本当でしたら、この提言が半年とか、できれば9か月前ぐらいにできていて、それを各市区町村の方が、障害福祉計画を策定するときに、基本の指針として参考にしながら、東京都のものを右手に置きながら議論ができるというふうなスケジュールに少しでも近づけるように、来期以降できないものかということ非常に強く思っています。

どうしても、厚生労働省のほう障害福祉計画の基本指針を出すのが、ちょうど今から1年前でしたよね。その基本指針が出てから議論がスタートするというふうになってしまうと、非常にタイトなスケジュールになるというのは重々承知はしていることなんですけれども、東京都の場合は、幾つかの観点に関しては、今までの歴史を背景にしながら基本的な政策の視点を持ってらっしゃるわけですから、この来年度以降の次期計画に関して、都として、この基本指針は引き続き続けるんだというふうなところについては、もう、次の国の指針が出る前から、どんどん、この部分はこういうふうにまとめていこうというふうな議論を始めていられるといいのではないかと、いうふうに思っています。そのことを、どんどん市区町村に対してもリアルタイムで、東京都は、既にこういうことを次期計画に向けて話し合っていますよということをもっと発信していくということから、せつかくすぐくまとまったいい提言がいつもできるので、そのことをもっと、市区町村の議論の場にフィードバックできるような全体のスケジュールというのを、ぜひ、次期の計画策定以降も検討して行ってほしいなと強く思っています。

以上です。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

これは、これからの進行管理も含めた大事な御発言をいただいたような気がしますので、この件についてだけ、事務局、とりわけ、部長さんから何かコメントはございますでしょうか。

○藤井部長 障害施策推進部長です。よろしいでしょうか。

今、鈴木委員から非常に積極的な御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。今年度は、特に、厚生労働省のほうも、コロナの影響がありましたので、計画に関しては、一番遅くて来年度中に策定すればいいというようなことを、方針を示しておりまして、私ども東京都でも、今年度中に計画の完成まで至るか、それとも、きちんと議論するために少し計画策定が遅れるのはやむを得ないとするかということで議論したんですけれども、結果的に、今年度中の策定ではなく、来年度に入ってしまうけれども、きちんと議論をした上で計画を策定したいと考えて、今の時期の提言となってしまったところです。ただ、できる限り、情報について、早くホームページにアップするなどして、区市町村の皆様にも見ていただけるように工夫はしたところです。次期以降につきましては、また、改めて検討していきたいと思っておりますので、貴重な御意見、どうもありがとうございました。

この話とは関係ないんですけども、先ほど、ひきこもりに関して真壁委員から御意見をいただきました。ひきこもりに関しましては、これまで他局で所管していましたが、令和元年度から、福祉保健局でひきこもりの施策について所管することになりまして、部で言うと生活福祉部で支援について検討を行っているところです。同じ局の中でやることになりましたので、これまでよりも連携した取組ができるのかなと感じております。状況を御説明させていただきました。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

これは、とても大きなテーマで、しかもいろんな種類の計画が出てきて、もう一つは地域福祉支援計画でしたっけ、東京都で作るのは。個々の市町村の地域福祉支援計画と同時に、東京都としても地域福祉支援計画を作らなければいけない。それからもう一つは、平成28年に、たしか4局1部、健康局、その当時はまだ児童家庭局が雇用と一緒にでしたが、それから老健局と、障害保健福祉部と、社会・援護局の課長の連名通知が出て、要するに地域づくりの事業は、それぞれのお金を使いながら一体的にやることができるという、そういう通知が出たんです。だから、障害で言うと地域生活支援事業、介護保険は地域支援事業、健康局は健康づくりの補助金を持っておりますが、そういうものと、市町村の独自施策を合わせてやってよろしいという通知が出て、あまり知られてないですが、これは大変で、今まで金も縦割りだったんですが、横にしてよろしいと。ということは、それだけ地域での合意形成、当事者の皆さん同士の合意形成がとても重要になってくる、地域づくりとして一体的に取り組むってどういうことなのかということに関する理解が進む必要がありますし、それから、最近の地域共生社会の議論がまさにそうなんです、地域共生って、考えてみたら障害から始まった概念なんだと僕は思っているんですが、これからの進め方、とはいっても、国から出てくるのが結構遅いという、先ほどおっしゃったとおりでありまして、そういうことも含めて、いろいろ研究をさせていただく、この協議会の在り方についても、とても重要な御提言をいただいたので、ぜひ、記録に取って引継ぎをさせていただけたらというふうに思っております。

それでは、そのほかどうぞ。オンラインでご参加の委員。

それでは、越智委員、それから佐々木委員。それじゃあどうぞ、越智委員から。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智でございます。

私も、部会の委員として、幾つか意見をお話しさせていただきました。ほとんど取り上げていただいたので、大変ありがたく存じております。文章が短く、内容がなかなか伝わってないところもあるかと思いますが、幅広くなることで内容が変わっていることもあります。今までの意見を整理しまして、幾つか申し上げたいことを含めて、お話をさせていただきます。

まず、5ページの、情報バリアフリーについて書いている箇所でございます。2行目のところに、デジタル技術という言葉が盛り込まれております。最初の案では、ICT技術という文言で、私の意見で文言を変えていただきました。なぜかと申しますと、ICTというのは今大変進んでおりますけれども、それだけではなく、もっと幅広く技術が使われております。デジタルサイネージなど、情報を文字で発信するような方法も使われております。そういうことを書くのが必要だったという理由がございます。そして、スマホのアプリなども、多様なアプリが現在開発をされております。その中で、障害者として見ますと、大変便利なアプリも多数ございます。それらを使っていくというところで盛り込ませていただきました。大切なことは何かと申しますと、アプリの開発のときに、早い段階から、障害者当事者が、そこに関わって障害者の立場も含めて開発を進めていくということだと思います。ユニバーサルデザインの考え方が普及して、大きく発展をしてきておりますが、ユニバーサルデザインのイメージと申しますと、どちらかといいますとハード的な部分が多いのではないかと考えております。これからの時代を考えると、それではよろしいのか、もっとソフト的なユニバーサルデザインに関するアプリの開発を、ユニバーサルデザインの理念をきちんと盛り込んで進めていくという考え方が、これからの時代では大切になってくるのではないかと考えて盛り込ませていただきました。

そして、6ページの、スポーツに関しての記載のあるところです。今、障害者スポーツですね、パラリンピックというイメージが日本では強くあります。パラリンピックに聴覚障害者は参加をしていないということですね。ほとんどの方がご存じではないのではないかなと思います。聴覚障害者はデフリンピックというものが別にあります。皆様は、特別に聴覚障害者のデフリンピックがあるということをご存じでない方がほとんどだと思います。それらも含めて今後進めていくことをもっと、このスポーツの欄に記載をしていただければなと思いました。

ちょっと話が変わりますけれども、将来的に、東京では、聞こえない人のオリンピックであるデフリンピックは開催できますという文言もあつたらよろしいかなと。

そして、24ページの(3)のところですか。㊦に、難聴児支援のための中心的な機能を持つ体制というような文言があるかと思っております。ここは大変大切なところです。これから難聴児支援の基本の核となると思います。私が懸念しておりますのは、このような拠点を作るときに、どちらかと申しますと、医学モデルのような形の拠点になるのではないかと。当事者の考え方とか、幅広い考え方、社会的な考え方が盛り込まれてないのではないかと。そこをきちんと考えていただければと思います。

次の25ページの最後のところですが、聴覚障害者を含む難聴児がコミュニケーションをはじめ、適切な支援を受けられるようにという文言を入れていただきました。この部分と、(3)の㊦、そこを連動していただければと思います。

最後に、前に戻りまして5ページの最後のところですが、都は、言語としての手話の認識を広めるために啓発に努めるというような文言が記載されております。特に意見は申し上げませんでしたけれども、将来的には、この文言を基にして、手話言語条例を成立させていただきたいというような検討を、今しております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それぞれ、具体的な御提案をいただきました。これもテイクノートというか、記録を取っていただいて。

それでは、佐々木委員、引き続きよろしく御発言をお願いいたします。

○佐々木委員 東京都盲人福祉協会の佐々木です。

今回の提言に、ホームドアの件と音響式信号機の件を上げていただき、ありがとうございました。音響式信号機についてちょっと補足させてもらいたいんですけど、音響式信号機そのものは設置という方向で施策が動くことはありがたいんですけど、音響式信号機、現状は非常に少ないということともう一つ、東京都の施策としては直接関係してこないと思うんですけど、現在、ほとんどが午前7時から午後7時ぐらいまでの間しか作動してないんですよ。これは、夜間、早朝、視覚障害者は非常に困難な思いをしています。せっかく音響式信号機があるにもかかわらずです。その理由は、やはり信号機の周囲に住んでいる方が、音がうるさいとか、そういうことで作動時間が非常に短くなっております。ですから、この辺は、施策とは別なんですけど、周囲の方が理解を得られるような社会になると、我々も、せっかくの音響式信号機の効果を無にしているようなことがあるのを解消できるのではないかなと思って、期待をしております。

もう一つは、これは事務局の方をお願いしたいんですけど、先ほど部長の御発言があって、この提言の内容をホームページに上げるということでありまして、それはぜひお願いしたいんですが、ただ、上げる形が、今、本日私が頂いたのはPDFファイルの形で頂いているので、それをそのまま上げられると、我々が使っているスクリーンリーダーというので音声化するんですけど、スクリーンリーダーにうまく乗らない人もいますね、PDFですと。そこでお願いしたいのは、全文をテキスト化というのは技術的に難しいということがあるかと思います。もちろん、そうするとおっしゃっていただければ、それはしていただきたいんですけど、要約で結構ですので、ぜひテキストファイルの添付もお願いしたいと思っておりますので、その点、よろしくお願いいたします。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに。

それでは、小日向委員、それから小澤委員の順番でお願いいたします。

○小日向委員 障都連の小日向と申します。

私は、御礼ということで、障害者施策推進部の方も御努力された結果だと思うんですが、来年度予算、2021年予算で、都営浅草線の可動柵ですね、予算が9億8,100万円ついたということで、私たちにとってはありがたいというふうに思っております。

それと、先ほども佐々木様がおっしゃっておられたんですが、毎回資料を作られるのは大変だと思うんですが、私もPDFで送ってこられると読めないものですから、非常に困っているんですね。ワード形式だと読めます。

あと、やはり、もう一つは、このようないい政策ができたわけですから、予算が当然、実施していくには予算だと思うんですね。そういう意味では、今回障害者施策推進部の予算が若干昨年度より下回っているかと思うんですが、今後、いろいろな局との加減があるとは存じますけれども、ぜひこの政策が実現されるように、私は予算の面も含めて頑張っていたきたいというふうに思っています。

以上です。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

今の御発言は、後で部長のほうからコメントいただくとよろしいかなと思いました。

それでは、小澤委員から。

○小澤委員 筑波大学の小澤です。

この短期間で大変だったと思いますけど、非常に大事な提言をまとめていただいたことにありがたく御礼を申し上げます。

それで、私は、この間、いろんな議論の中で、やっぱり東京都の非常に大きな課題が、いわゆる地域移行、それとか都外施設問題は長い課題があるので、今回の提言で、14ページから15ページが一番関心事だったので、非常によく読ませていただきました。その中で、例えば、非常に斬新な提案があって、例えば15ページなんですけど、地域生活支援型入所施設という、多分、こういうアイデアはもともとあったんですけど、具体的にこういったオーソライズされたものに記載されているということなので、先ほどの鈴木委員の指摘と同じで、都内の特別区やその他で障害福祉計画の策定はもう終了していますけど、私もこういうアイデアだったら、やっぱり取り上げさせていただきたかったかなと、それが一つです。実は、このアイデアをよく読むと、11ページにある地域生活支援拠点とのかぶりが結構あるんですね。なので、例えば市区町村だったら、東京都が出されたアイデアを基にして、地域生活支援拠点は必ず設置しろと言われていた中身ですので、こういうアイデアを応用して、場合によっては市区町村で作ることも可能ではなかったかなと。その意味でも、やっぱり早めに、こういう提案はいただいたほうが、私も市区町村のほうで計画策定をする側から言うと、感じました。その意味では、こんないい提案をもう作ってしまったので、次年度以降の委員会の話になってしまうので、時期も、やはり考えていただくとありがたかったかなという、これが私の意見です。

以上です。

○高橋（紘）会長 私に言わせると、いい事業は「改むるにはばかるなかれ」で、それぞれの自治体のリーダーシップで、東京都がこういう提案なり予算措置をしたら、そこに入れましょうよということを、進行管理の中に入れていく、予算編成は自治体の権限ですから、その中で施策を各年各年入れていく、計画外だけど、計画に付加するというのは、それぞれのところでは計画の進行管理をやっておられるので、不磨の大典って昔は言いましたけど、変えてはいけないというもの

ではない、より必要に応じた対応ができるんだったらと、これは、ぜひ、東京都としても市区町村にメッセージとして出していただくということが大事。本当に計画が増えたんですね、いろんな領域で。障害関係ですら、先ほど読み上げたとおりで、大変進んでいる、それだけに、かえって頭が固くなっては困るなというふうに思いましたので、東京都としても工夫をしていただくと。小澤委員の御提言は大事な提言なので、私も引き取って念押しをさせていただきました。

どうぞ、ほかに。

安部井委員からお手が挙がっております。よろしくお願いたします。

○安部井委員 ありがとうございます。東京都重症心身障害児（者）を守る会の安部井でございます。

このコロナ禍の中で、このように対面、それからオンラインでとハイブリッド型の開催をしていただきましたこと、本当にありがとうございました。 私どもの重症心身障害児者は、都民から見れば本当にごく少数ですが、知的にも肢体的にも、とても重い者たちです。社会の支援なくしては生活できていけませんので、東京都からの御支援を引き続きお願いしたいと思っております。専門部会、総会で発言させていただきましたことを、提言の中に反映していただきましたこと、本当にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

このコロナによって財政的にどうなるのかというのが非常に興味深いところで、基礎自治体、区市町村の予算は非常に厳しいという状況が垣間見られます。私が住んでいる練馬区でも、来年度以降の計画は先延ばし、中止、そういうようなことが多々あります。東京都におかれましても、来年度以降、どうなるのかなというように、見守っていきたいとは思いますが、基礎自治体では解決できないこと、これは東京都の役割として、ぜひ引き続き推進していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

これは、ぜひ局長及び知事に伝えていただきたいテーマでもありますので、御報告をよろしくお願いたします。

いかがでございましょうか、ほかに。

それでは、大崎委員、本多委員とお手が挙がりましたので、大崎委員からよろしくお願いたします。

○大崎委員 都民委員の大崎です。

昨年2月から、本推進協議会に参加させていただいております。障害者の皆様の置かれている状況、それから都民や都からの支援の全体像が、少しずつですが分かるようになってきました。今回の提言案について、感想等についてお話しさせていただきます。何分素人なので、的外れの点が多いかもしれませんが、お話しさせていただきます。

1点目は、提言案に優先順位をつけた提案を行い、確実な行動をお願いすれば、よりよいのではないかと思います。今回の提言には障害者の当事者委員を含む委員から、非常に多くの要望が出され、事務局によって整理されています。しかし、今は国をはじめ、都は、コロナ感染と、その影響を受けたオリンピックへの対応でヒト・モノ・カネの資源が、これまで以上に厳しい状況にあると思います。このようなとき、確実な実行をお願いするには、障害をお持ちの方自身で優先

順位をつけて提案し、実行をお願いすれば、都も施策を立案しやすく、その成果も明確になり、さらには障害者の皆さん自身が、より納得できるものになるのではないのでしょうか。これは、計画の基本理念にある自己選択、自己決定だと思います。

2点目は、PDCAサイクルによる施策の実行を強調していただきたいということです。御存じのように、PDCAサイクルで重要なのは、現状把握です。委員の皆様は既に御存じと思いますが、都の障害者・障害児施策推進計画には、計画の進行管理はPDCAサイクルで実施すると記載されています。PDCAサイクル、すなわち現場・現物・現実を、これまで以上にしっかり把握した施策の推進を強くお願いしたいと思います。

以上です。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き本多委員、どうぞ。

○本多委員 ありがとうございます。滝乃川学園の本多です。

2点お伝えしたいことがあります。

私も、今回、この会議に参加させていただき、幅広い分野にわたって多岐にわたる御意見を伺うことができ、本当に勉強になりました。1年間、ありがとうございました。

1点目、訪問系サービスについてお伝えしたいと思います。

東京都は、グループホームですとか入所施設、それから放課後等デイサービスといった、いろいろなサービスに東京都の補助金をつけてくださっています。それによって安定した事業ができるのは、大変ありがたく思っています。ですが、訪問系サービスについては、そういった都からの補助がない状況がありまして、経営的に大変厳しくなっています。以前もお伝えしたことがあると思いますが、このコロナ禍では外出が制限されましたので、移動支援をやっている事業所が幾つか潰れているといったような実態があります。地域の中で暮らされている方々が、どうしても外に出る機会が少なくなると、家の中でストレスがたまってしまい、家族に手を出したり、物を損壊したりしてしまうといったような状態が起こってきたりしていますので、ぜひとも、外に出る機会を減らさないように、そのために移動支援等を中心とする訪問系のサービスにも、都からの補助金などを入れていただいて、事業の運営が安定的にできるようにしていただければというふうに思っています。

2点目は人材確保です。ヘルパーも含めて、私どもの施設のようなところでも、なかなか人が定着しないとか、募集をかけても集まらないといったようなことが起こっています。将来的に労働人口が減ってくる中で、外国人労働者の登用ということも検討していかなければいけないと思っています。これは非常に大きな問題ですが、ある法人さんでは、外国人労働者を育成するために日本語学校の授業料を1年間、その法人さんで出して、一定の日常会話ができるようになってから登用するといったような試みも独自でされているのですが、なかなか全ての施設が、そういった余力がない中で、人の確保に苦慮している実態がありますので、今後、労働者の確保を考えたときに、外国人労働者の登用というところに関しても何らかの施策を打ち出して、東京都としてもお力添えをいただければありがたいなというふうに思っています。

本多からは、以上です。ありがとうございました。

○高橋（紘）会長 ありがとうございます。御指摘は記録に残させていただきます。

オンラインで参加の委員の皆様から御発言はございますか。

それでは、フロアにいらっしゃる委員の方から。よろしゅうございましょうか。

それでは、それぞれの委員、貴重な御意見をいただきました。これは記録にとどめておきたいというふうに思います。

東京都としてやる仕事と、国がガイドラインを出して国の制度としてやる仕事と、それから障害も、あらゆる福祉サービスの領域がそうですが、市区町村、基礎的自治体というふうに言いますけれども、住民・区民・市民・都民の身近なところでの施策、これが調和していくために計画ができていくということで、これについては具体的な御提案もいただきました。そんなことも含めまして、課題があるなということを改めて委員の皆様の御指摘で感じた次第でございます。

皆様からの御意見、御感想等も出そろいましたので、これでそろそろお開きにしたいなとも思っているんですが、よろしゅうございましょうか。

それでは、藤井部長から御発言をいただけないでしょうか。

○藤井部長 障害者施策推進部長の藤井でございます。

本日は貴重な御提言をいただきまして、ありがとうございます。また、委員の皆様には、熱心な御議論、特に専門部会の委員の皆様には、コロナ禍の中、長期間にわたりまして御議論いただきましたことに重ねて御礼を申し上げます。

現計画の策定から3年がたち、この間、新たなサービスの創設など、障害福祉サービス等の充実が図られるとともに、都においても障害者差別解消条例の施行など、障害者の地域生活を支える取組を進めてまいりました。新たな計画期間におきましても、障害者差別解消法の見直しなど、国の動向を注視ながら法制度の改正等に着実に対応してまいりたいと思います。

なお、先ほど障害施策推進部の来年度予算につきまして御意見があったところですが、これに関しましては、大型の施設整備が終了したこと等によりまして全体では昨年度と比べて予算が減額となっておりますが、整備費を除く事業費本体につきましては増額となっていることを改めて御説明させていただきます。

また、進展する障害者の高齢化、障害の重度化の問題、医療的ケア児への支援等、多様なニーズの高まり、そして今後も続く新型コロナウイルス感染症対策など、障害者本人や障害者を取り巻く状況の変化をしっかりと捉え、的確に対応していくことが引き続き重要であると考えております。今回の提言では、こうした課題に対応する施策の基本的方向性を御示唆いただきました。都として、提言をしっかりと受け止め、今後策定する計画に反映し、施策の充実に努めてまいります。

また、提言に関して多くの方に知っていただく必要があるのではないかというような御意見もいただいたところです。資料のホームページ掲載に当たりましては、例えば少なくとも提言についてはテキストファイルで掲載するなど、少しでも多くの方に読んでいただけるように工夫してまいります。

委員の皆様には、引き続き東京都の施策に御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○梶野課長 それでは、事務局から続いて御連絡をさせていただきます。

本日御承認をいただきました、この協議会提言につきましては、案を取った形のを改めて委員の皆様にお送りするとともに、情報提供方法にも配慮しながらホームページなどでも公表してまいります。

また、いただきました提言を踏まえまして、これから計画の策定作業に入ります。今後速やかに計画の素案を作成しまして、委員の皆様にお送りするとともに、都民の皆様に向けてパブリックコメントを実施いたしまして、広く御意見をいただく予定でございます。

なお、今年度の協議会の開催につきましては本日で最後ということになりますが、本協議会の第九期の任期は来年の2月までございますので、来年度も協議会を開催いたしまして、現行計画の実施状況等について御審議をいただく予定でございます。具体的な日程等につきましては、今後、会長ともご相談の上、調整をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの御連絡は以上でございます。ありがとうございました。

○高橋（紘）会長 ありがとうございました。

これで、全ての議事が終了でございます。これまで御尽力をいただきました部会長をはじめとする委員の皆様、それから、今日、非常にポジティブに、これからの課題を御提示いただいた、今日御出席の委員、ウェブ参加の委員の皆様も含めまして、感謝を申し上げたいと思います。

それでは、これにて閉会ということで、どうも御協力ありがとうございました。

（午後6時26分 閉会）